

個人情報ファイル簿 (単票)

【市民課・国保年金係】

個人情報ファイルの名称	国民年金情報ファイル	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金各種業務に利用するため。	
記録項目	1.基礎年金番号、2.宛名番号、3.世帯番号、4.住民区分、5.生年月日、6.住所、7.受給年金情報、8.旧年金番号、9.届出日、10.種別、11.取得日、12.取得理由、13.喪失日、14.喪失理由、15.付加加入日、16.付加脱退日、17.不在確認日、18.不在取消日、19.電話番号、20.資格履歴、21.納付履歴、22.産前産後免除履歴、23.納付記録合計欄、24.免除履歴、25.免除申請書受付履歴、26.年金受給/停止状況、27.年金証書番号、28.受給年金種別、29.受給開始年月、30.年金裁定日、31.年金申請日、32.年金請求進達日、33.日本年金機構照会情報、34.年金生活者支援給付金所得情報交換情報、35.実績一覧、36.異動履歴、37.20歳到達日、38.60歳到達日、39.65歳到達日、40.70歳到達日、41.住民日、42.住基消除日、43.消除理由、44.国籍、45.前住所、46.転出予定住所、47.転出確定住所、48.障害	
記録範囲	国民年金被保険者及び国民年金受給権者	
記録情報の収集方法	本人、各種届出書(資格取得、免除等)、住民基本台帳システム、日本年金機構から提供された資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)北秋田市総務部総務課	
	(所在地)〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

(2 (4) 個人情報ファイル簿 (単票) 記入様式.doc)

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

作成日 (最終修正日) : 令和 5 年 3 月 10 日